

矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 開催日時

令和元年6月3日（月）午前9時30分～午前10時00分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 16名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1 番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	林 義夫	出
2 番	高槻 祥治	出	美川地区推進委員	谷許 和昭	出
3 番	鳥越 幸男	出	三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
4 番	渡邊 卓司	出	山田地区推進委員	原野 尚徳	出
5 番	片山 悦志	出	川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
6 番	小野 孝一郎	出	中川地区推進委員	石井 博	出
7 番	平井 康夫	出	小田地区推進委員	田邊 登	出
8 番	平井 忠行	出			
9 番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第14号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第15号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第16号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- (4) 議案第17号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積（別段の面積）の設定について
- (5) 議案第18号 農用地利用集積計画（案）の決定に対する意見について
（農地中間管理権の設定に関するもの）

5. 議案の内容

別紙のとおり

議 長	それでは、ただ今から令和元年度第3回農業委員会総会を開催します。 休会中の会長としての主な行事への出席につきまして報告します。 ・ 5月27日～28日 全国農業委員会会長大会（東京都） ・ 5月29日 市町村農業委員会会長・事務局担当者会議（岡山市） 以上で、休会中の会長事務の報告を終わります。 会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。 署名委員は5番 片山委員と、6番 小野委員にお願いします。 本日の議事につきましては議案第14号から議案第18号の5議案です。
議 長 事 務 局	議案第14号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、3件議題といたします。 事務局から説明します。 （議案朗読説明） 以上3件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長 三谷地区 推進委員	事案番号12番につきまして、地元委員の意見をお願いします。 譲渡人は町外にお住まいです。以前からこの土地は、譲受人が耕作をされていたそうです。この度、譲渡人から譲受人へ譲り渡されます。 問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号12番につきまして、他にご意見はございませんか。 （異議なし） 異議がございませんので、事案番号12番につきましては、許可と決定いたします。

議 長	事案番号 <u>1 3</u> 番につきまして、地元委員の意見ををお願いします。
1 番 委 員	譲渡人と譲受人は、ご兄弟です。所有権移転後、譲受人は利用権設定をして別の方に耕作をお願いされるようです。 問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>1 3</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>1 3</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>1 4</u> 番につきまして、地元委員の意見ををお願いします。
1 番 委 員	この2筆の土地の間に宅地があります。譲受人はこの宅地を購入されるそうです。その宅地と一緒に販売されているこの土地を、譲り受けるという事です。譲受人は、農地を所有されていないので、営農計画書を提出されています。問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>1 4</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>1 4</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	議案第 <u>1 5</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>1</u> 件議題といたします。 事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 事案番号5番は、矢掛町役場から100mに位置するため第3種農地としております。

議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>5</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
5 番委員	譲受人は、この土地を露天駐車場に転用します。排水は北と南にあります。周辺の土地に影響はないと思います。問題はありません。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>5</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>5</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	議案第 <u>16</u> 号、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するかどうかの判断について、事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。
山田地区 推進委員	事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。 この土地は、周囲を山林原野に囲まれています。今後、農地への復旧は困難だと考えます。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、非農地と判断することを議決いたします。

議 長	議案第 <u>17</u> 号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積（別段の面積）の設定について、事務局から説明します。
事 務 局	議案第17号は、別段の面積の設定の適用について審議していただくもので、今回、下限面積0.1aの適用の申請が1件あります。
	（議案朗読説明）
議 長	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、案のとおり決定してよろしいか。 （異議なし） 異議がございませんので、案のとおり決定いたします。
議 長	議案第 <u>18</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書（No. 137）（案）の決定に対する意見について、事務局から説明します。
事 務 局	議案第18号については、農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行う案件であります。農地中間管理機構が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。
	（計画の内容について説明）
議 長	事務局からの説明がありましたが、意見等をお願いします。 （異議なし）
議 長	異議がございませんので、議案第18号について、計画書どおり決定いたします。
議 長	次に報告事項について確認します。 利用目的の変更届について 地元委員の確認報告をお願いします。

山田地区 推進委員	確認しました。この土地は、約10年前から畑として利用しています。現在は、果樹を植えられています。地目を田から畑に変更します。
議 長	農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元委員の確認報告をお願いします。
三谷地区 推進委員	確認しました。1番は、貸渡人と借受人はご兄弟です。解約します。
中川地区 推進委員	確認しました。2番は、2筆あります。借受人がもう耕作をされない為、解約をします。この後、この土地を耕作される方は、決まっています。 3番は、借受人が耕作困難な為、解約をします。この後、この土地は別の方が耕作をされます。 4番は、借受人が耕作困難な為、解約をします。この後、この土地は別の方が耕作をされます。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これをもって、本日の農業委員会総会を終了いたします。